

水道情報

(平成29年3月31日現在)  
総人口 84,539人  
世帯数 38,671世帯  
給水人口 64,732人  
給水世帯 26,903世帯

# すいどろ



『じゃ口から 安心とどけ 未来まで』

第58回 水道週間スローガン

# ○上水道

## 1. 上水道の料金

区分	基準	基本料金			超過料金		
		メーター口径	水量	料金	区分	水量	料金
一般用	1ヶ月	13mm	8m <sup>3</sup>	1,158円	9m <sup>3</sup> ～15m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	168円
					16m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき	216円
		20mm	20m <sup>3</sup>	3,414円	21m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき	216円
					※その他、メーター口径別に基本水量が定められています。		
浴場用	1ヶ月	—	100m <sup>3</sup>	8,767円	—	1m <sup>3</sup> につき	126円
工場用	1ヶ月	—	1,000m <sup>3</sup>	169,270円	—	1m <sup>3</sup> につき	220円
特殊用	1回	—	10m <sup>3</sup>	4,880円	—	1m <sup>3</sup> につき	493円

※上記料金に、消費税相当額を加えたものを水道料金といたします。

※一般用の使用料については、メーター口径による最低責任使用量（基本水量）が定められており、最低責任使用量以下の場合、最低責任使用量に相当する料金を徴収いたします。

### 水道料金早見表（口径13mm、一般家庭用の場合、消費税8%込）

使用量 m <sup>3</sup>	料金 円	使用量 m <sup>3</sup>	料金 円	使用量 m <sup>3</sup>	料金 円	使用量 m <sup>3</sup>	料金 円	使用量 m <sup>3</sup>	料金 円
0～8	1,250	16	2,754	24	4,620	32	6,486	40	8,352
9	1,432	17	2,987	25	4,853	33	6,719	41	8,586
10	1,613	18	3,220	26	5,086	34	6,953	42	8,819
11	1,794	19	3,453	27	5,320	35	7,186	43	9,052
12	1,976	20	3,687	28	5,553	36	7,419	44	9,285
13	2,157	21	3,920	29	5,786	37	7,652	45	9,519
14	2,339	22	4,153	30	6,019	38	7,886	46	9,752
15	2,520	23	4,386	31	6,253	39	8,119	47	9,985

### 旧簡易水道料金改定表（平成29年3月31日以前に簡易水道に加入された方）

		1～3年目 （平成29～31年度）	4・5年目 （平成32・33年度）	6年目以降 （平成34年度～）
基本水量		10m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup>
基本料金		1,000円	1,079円	1,158円
加算水量 及び加算額	9～15m <sup>3</sup>	120円	144円	168円
	16m <sup>3</sup> ～		168円	216円

※上記の金額に、消費税相当額を加えたものを水道料金といたします。

※簡易水道の経営統合前（平成29年3月31日以前）に加入された方には、急激な水道料金の負担増を避けるため、5年間の激変緩和措置を行っており、来年度は2年目となります。

## 2. 上水道の分担金

※分担金は、新規加入や既存のメーター口径を大きくする場合に申込者にご負担いただくものです。

具体的には下表のようになっています。

（消費税8%込）

口径	区分	単位	新設工事	改造工事
13mm		個	48,600円	改造により、新設されたメーター口径に対応する額と改造前の口径に対応する額との差額（例） 口径13mmを口径20mmに変更する場合 20mmは97,200円…（D） 13mmは48,600円…（E） 納入していただく金額は、 （D）－（E）＝48,600円になります。
20mm		個	97,200円	
25mm		個	145,800円	
40mm		個	486,000円	
50mm		個	874,800円	
75mm		個	2,430,000円	
100mm		個	4,860,000円	
150mm		個	13,365,000円	
200mm		個	管理者が定める額	

※既に納めていただいた分担金は、新設工事・改造工事の申込みを取り消した場合以外は、還付いたしません。

# 良質で安全な水をお届けしています

中津市水道事業では、良質で安全な水をお届けするため、水道法に基づき定期的に水質検査を実施しています。平成29年11月に実施した水質検査結果は、下表のとおり全ての項目で水道法に定められた水質基準を満たしています。これからもより良質な水道水の供給に努めてまいります。(水道課浄水係 ☎0979-24-1237)

項目名	基準値と単位	中津市の水道水	備考
1 一般細菌	100個/ml以下	0個/ml	細菌
2 大腸菌	検出されないこと	不検出	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003mg/l未滿	無機物・重金属
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未滿	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿	
7 砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿	
8 六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未滿	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004mg/l未滿	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.4mg/l	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08mg/l未滿	
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1mg/l未滿	
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未滿	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未滿	
16 スス:1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004mg/l未滿	
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002mg/l未滿	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿	
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿	
21 塩素酸	0.6mg/l以下	0.06mg/l未滿	
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002mg/l未滿	
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.006mg/l	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.002mg/l未滿	
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l	
26 臭素酸	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿	
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.011mg/l	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.002mg/l未滿	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.004mg/l	
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001mg/l未滿	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未滿	

項目名	基準値と単位	中津市の水道水	備考
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.05mg/l未滿	色
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02mg/l	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03mg/l未滿	
35 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.05mg/l未滿	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	6.1mg/l	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未滿	味覚
38 塩化物イオン	200mg/l以下	5.3mg/l	色
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	39mg/l	味覚
40 蒸発残留物	500mg/l以下	85mg/l	カビ臭
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未滿	
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001mg/l未滿	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001mg/l未滿	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005mg/l未滿	味覚
45 フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005mg/l未滿	臭気
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.5mg/l	味覚
47 pH値	5.8以上8.6以下	7.3	基礎的 的症 状
48 味	異常でないこと	異常でない	
49 臭気	異常でないこと	異常でない	
50 色度	5度以下	0.5度	
51 濁度	2度以下	0.1度未滿	
52 残留塩素		0.2mg/l遊離	

(検査場所 三口浄水場三口給水区)

## 平成28年度 水道事業の決算報告

平成28年度の経営状況は、収益的収支では営業収益及び営業外収益を合わせて13億8,624万円(うち給水収益11億5,751万円)、営業費用及び営業外費用が10億2,435万円、差引3億6,189万円の純利益となっています。この利益については、今後の建設事業の財源に活用していきます。

資本的収支では三口浄水場の更新工事などにより7億7,539万円の不足となりました。この不足額については、内部留保資金などで補てんしています。今後も経営効率化を図るとともに、未給水世帯解消の事業等を実施し、安全で安定した給水に努めます。

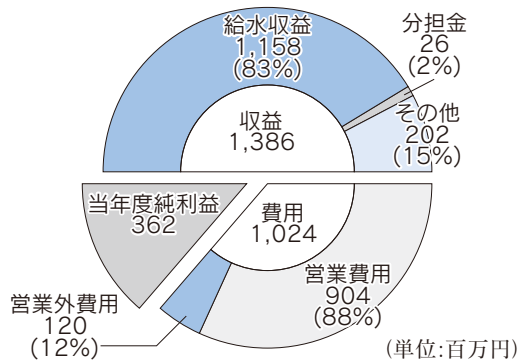


三口浄水場

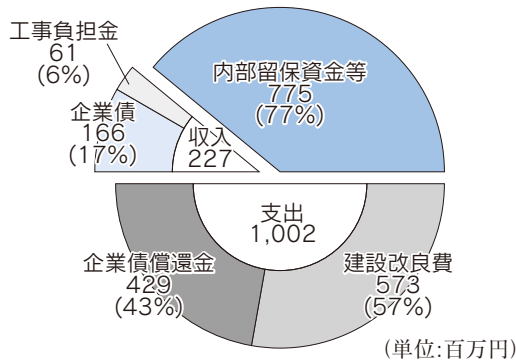


宮永浄水場

**【収益的収支】**(消費税を除く)  
水道水を家庭に送るための費用とその財源を示します。



**【資本的収支】**(消費税を含む)  
水道施設を整備・拡充するために必要な経費・財源を示します。



### 平成28年度 水道事業貸借対照表

(単位:百万円)

固定資産合計	12,188	固定負債	4,603	資本金合計	4,205
有形固定資産	10,467	流動負債	645	剰余金合計	1,330
無形固定資産	1,721	繰延収益	2,904		
流動資産	1,499				
資産合計	13,687	負債合計	8,152	資本合計	5,535

## 「夏休み親子水道教室」



平成29年8月5日(土)に、夏休み親子水道教室を開催しました。

この水道教室は、8月1日～7日の「水の週間」に併せて、限りある水資源の大切さや水質保全の重要性を知っていただくことを目的に、平成17年度から実施し、今回で13回目の開催となります。

本年度は38名の親子が参加して、三口浄水場と耶馬溪ダムの見学、耶馬溪アクアパークでバナナボートの乗船体験などを行い、親子で「水」とふれあう夏休みの良い思い出として楽しく有意義に過ごし、「水」の大切さを学びました。

来年度も「夏休み親子水道教室」の開催を予定していますので、たくさんのご参加をお待ちしています。

## 「耶馬の森林」植樹の集い



平成29年11月4日(土)に「耶馬の森林」育成協議会の主催で、第20回「耶馬の森林」植樹の集いが、耶馬溪ダム湖畔において、開催されました。

この植樹の集いには、中津市を南北に流れる山国川や耶馬溪ダムを水源として恩恵を受けている、中津市・豊前市・行橋市・北九州市・苅田町など近隣市町から約530名の参加があり、もみじ・山桜の苗木約500本の植樹を行いました。

水道事業も、水源保全のための森林の大切さを皆様と共生を図りながら一体となって「命を育む」水源「耶馬の森林」を守り、豊潤な「水」を安定的・継続的に供給するために、この植樹の集いに毎年参加しています。

是非皆様も日本遺産「やばけい遊覧」を楽しみながら水を育む耶馬溪の一日を一緒に参加してみませんか。

## 水道開栓・閉栓の届出について

水道の使用開始・使用中止・名義変更等の場合は届出が必要になります。

平成30年3月31日までの受付時間			平成30年4月1日より開・閉栓の受付時間が変わります		
窓口受付	平日	8:30～19:00	窓口受付	平日	8:30～19:00
	土日祝日	8:30～19:00		土日祝日	8:30～19:00
電話受付	平日	8:30～17:15	電話受付	平日	8:30～19:00
	土日祝日	受付は行っていません。		土日祝日	8:30～19:00

(お問い合わせ先：中津市上下水道お客さまセンター TEL:0979-24-1382)

## 旧簡易水道地区の水道メーター検針業務および水道メーター取替業務の民間委託について

平成30年4月1日より、旧簡易水道地区の水道メーター検針業務および水道メーター取替業務が、新たに民間委託になります。お客さま宅には、下記の委託業者がお伺いし、業務上敷地内に立ち入らせていただくことがありますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 受託会社：株式会社タカダ

※訪問させていただく業者は、中津市水道事業管理者中津市長が発行した「業務従事者証」を必ず携帯しています。ご不審に思われたときは、お手数ですが従事者証の提示をお求めください。



## 上下水道料金が「コンビニ」でも納付できます。

市が発行しました上下水道料金の納付書では、コンビニエンスストアでも納付が出来ます。

平日は、仕事などで納付が難しかった人も、休日・夜間を気にせずに納付することが出来ます。お気軽にご利用ください。

### 注意

## こんなときはコンビニを利用できません。

- コンビニ取扱期限を過ぎている場合
- 納付書1枚の納付金額が30万円を超える場合
- 金額が訂正されている場合
- コンビニ納付用のバーコードが印字されていない。読み取り出来ない場合

※コンビニで納付された場合は、領収書とレシートを必ず受け取り大切に保管ください。



お問い合わせ先：中津市上下水道お客さまセンター TEL:0979-24-1382